

在留資格変更許可

現在の在留目的を変更して別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に、入国管理局に在留資格の変更許可申請を行います。

例えば、在留資格「家族滞在」で在留している留学生の家族が、大学等に進学する場合、在留資格を「留学」に変更することができます。

また、留学生在が日本の大学や大学院を卒業後、日本国内の企業に就職する場合、在留資格「留学」から「人文知識・国際業務」「技術」などへの「在留資格変更許可申請」を行う必要があります。

※申請すれば必ず許可される訳ではないので、注意してください。

在留資格「留学」に変更する場合 必要な書類リスト

必要書類	チェック欄
在留資格変更許可申請書	
パスポート	
在留カード	
在留カード漢字氏名表記申出書(希望者のみ) ※在留カードに漢字氏名も表記したい場合には、申出を行う必要があります。パスポートに漢字表記が無い場合には、漢字を使用することを証する資料として戸籍等を提出してください。	
手数料納付書(印紙 ¥4,000)	
入学許可書の写し ※入学許可書の発行がまだの場合は、正規生は合格通知書、非正規生は受入許可書の写し	
研究生・特別聴講学生・特別研究学生の場合は、研究期間・科目・時間数及び研究内容等を証明する書類 (指導教員作成の研究計画書、聴講生の場合は、聴講科目及び時間数を記載した履修届の写し等の文書等)	
在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 ●申請人が学費・生活費を支弁する場合 ①奨学金の支給証明書 ②本人名義の銀行等における預金残高証明書 ③送金証明書 ●申請人以外の者が学費・生活費を支弁する場合 ①経費支弁者作成の経費支弁書 ②本人と経費支弁者の関係を証する文書 ③経費支弁者に係る次のいずれかの一又は複数の文書で申請人の学費・生活費を支弁することを証するもの ・経費支弁者に係る課税証明書(総所得が記載されたもの)	

<ul style="list-style-type: none">・源泉徴収票・確定申告書控の写し・経費支弁者に係る預金残高証明書(預金残高証明書の場合は、課税証明書又は在職証明書等経費支弁者の資産形成過程の合理性を裏付ける資料を添付)	
---	--

日本の企業に就職して、在留資格「人文知識・国際業務」・「技術」に変更する場合は、各々で申請書類が異なるため、必ず、入国管理局に各自問合せをしてください。

広島入国管理局境港出張所 0859-47-3600